

農作業安全の手引き



令和5年6月

茨城県農林水産部産地振興課

目次

I 農作業事故の実態

- 1 死亡事故発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 農作業事故発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 農作業事故の原因と防止対策

- 1 主な農作業事故の原因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 事故の発生要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 農作業事故の法則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 事故防止対策のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

(参考様式) トラクター安全運転チェックリスト・・・・・・・・ 10

III 熱中症対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

(参考) 茨城県農作業事故調査実施要領・・・・・・・・・・・・ 13

I 農作業事故の実態

1 農作業事故死亡事例の発生状況

農作業に伴う事故については、その実態を把握し、今後の総合的な事故防止対策の基礎資料とするため、県内の令和4年（1月～12月）における農作業による死亡事故の実態を調査した。その結果は、表1及び表2のとおりであった。

- (1) 令和4年の1年間に発生した農作業事故死亡者数は7人（男性6人、女性1人）であった。
- (2) 事故の状況について、年齢別では、6人が60歳以上であり、うち5人が80歳以上であった。
農業機械による死亡事故は3件あり、農業機械以外による死亡事故は4件あった。
農作業事故の発生場所はほ場の5件が最も多かった。
- (3) 死亡事故件数は昨年より、5件減少しているものの、十分な注意喚起が必要である。

表1 性別・年齢別等死亡件数

区分	農作業事故死亡者数	性別		死亡時の年齢							受傷の原因										場所						農業機械による死亡事故数	全国における死亡事故数
		男	女	二十歳未満	二十歳二十九歳	三十歳三十九歳	四十歳四十九歳	五十歳五十九歳	六十歳以上 (うち八十歳以上)※	不明	交通事故	転倒・転落	物体に挟まれた事故	巻き込み事故※	熱中症※	熱傷※	溺水	作業中の病気	その他 (うち一酸化炭素中毒)	ほ場	道路	作業舎	畜舎	庭	自宅(屋内・屋外)	その他 (うち傾斜地)		
H22	10	10	0	0	0	0	0	1	9	0	0	5	2	0	0	0	1	0	2	7	0	0	0	0	3	7	398	
H23	16	14	2	0	0	0	0	1	14	0	1	2	6	0	0	0	2	2	3	11	2	0	0	2	1	9	366	
H24	13	12	1	1	0	1	1	2	8	0	4	1	4	0	0	0	0	4	6	4	0	0	2	1	9	350		
H25	17	14	3	0	1	1	0	1	14	7	0	1	5	3	1	4	2	0	1	14	1	0	1	0	1	6	350	
H26	11	8	3	0	0	0	1	0	10	4	0	0	3	3	1	2	0	1	0	0	0	1	0	0	2	9	350	
H27	9	7	2	0	0	1	1	0	7	4	0	0	1	2	0	1	1	1	2	7	0	0	0	0	2	3	338	
H28	11	8	3	0	0	0	0	0	10	4	1	1	4	0	0	0	0	1	4	8	2	0	0	0	1	6	312	
H29	5	5	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	2	2	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	1	4	304	
H30	9	8	1	0	0	0	0	0	9	4	0	0	1	2	1	0	1	0	4	8	0	0	0	0	1	4	274	
H31	10	6	4	0	0	0	0	0	10	8	0	0	1	2	1	0	0	1	0	7	2	0	0	—	0	5	281	
R2	8	7	1	0	0	0	0	0	8	2	0	1	1	2	1	1	0	0	5	1	0	0	—	0	2	5	270	
R3	12	10	2	0	0	0	0	0	12	7	0	0	1	4	0	0	0	1	8	2	0	0	—	0	0	6	242	
R4	7	6	1	0	0	0	0	1	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	—	0	2	3	—	

(注)H23のうち、1件の死亡時の年齢が不明

※H25より「死亡時の年齢」の「60歳以上の高齢者」に80歳以上の高齢者の内数を追加

※H25より「受傷の原因」に「巻き込み事故」及び「熱中症」、「熱傷」を項目追加

※H26より「受傷の原因」の「その他」項目に一酸化炭素中毒の内数を追加

※H28より「死亡時の年齢」に「不明」を項目追加

※H31より「庭」から自宅(屋内・屋外)へ変更

※H31より傾斜地の内数を追加

表2 農業機械別死亡件数

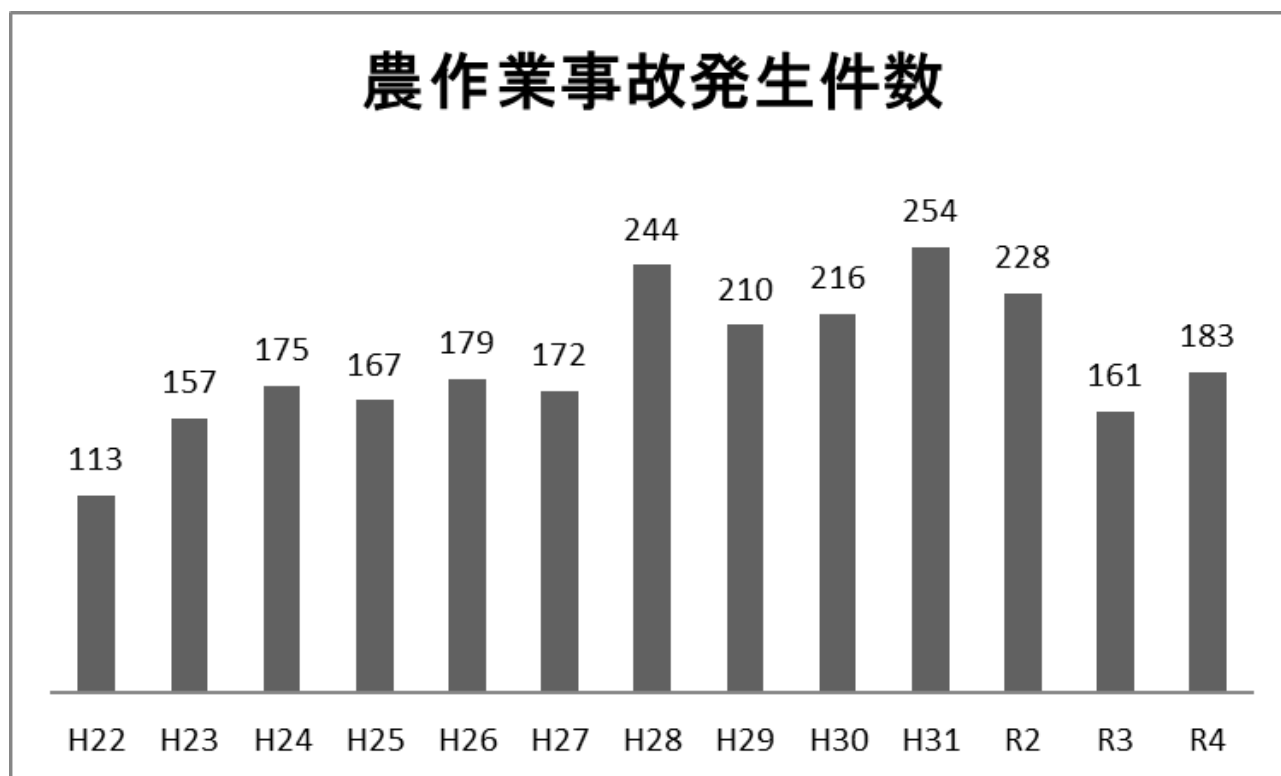
区分	トラクター	耕うん機	トレーラー	コンバイン	動力 カッター	農業用 トラック	その他 機械	機械 以外	計
H22	6	1	0	0	0	0	0	3	10
H23	4	2	0	0	0	2	1	7	16
H24	6	0	1	0	0	0	2	4	13
H25	5	0	0	0	0	1	1	10	17
H26	2	3	0	0	0	0	3	3	11
H27	2	0	0	0	0	0	1	6	9
H28	3	1	0	1	0	1	0	5	11
H29	1	1	0	0	0	0	2	1	5
H30	2	1	0	0	0	0	1	5	9
H31	3	1	0	0	0	0	1	5	10
R2	4	0	0	0	0	0	1	3	8
R3	4	0	0	0	0	0	2	6	12
R4	1	0	0	0	0	0	2	4	7

2 農作業事故発生状況

各市町村の消防本部等と連携し、令和4年（1月～12月）における農作業事故（死亡事故を含む）を調査した結果は以下のとおりであった。

令和4年の農作業事故の発生件数は、以下の図のとおり183件で、前年の161件より22件増加した。

図 農作業事故発生件数の推移 (単位：件)



(1) 年齢別の農作業事故発生件数

令和4年の年齢別発生件数は、60歳以上の事故が143件と最も多く、また50歳代の事故が11件で、50歳以上の事故の割合が8割を超えている。

表3 年齢別の農作業事故発生件数

区分	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	計
H21	0	3	5	7	8	51	1	75
H22	0	2	2	4	13	90	2	113
H23	0	4	6	12	19	115	1	157
H24	2	9	5	9	22	128	0	175
H25	0	12	8	7	24	109	7	167
H26	0	5	7	11	20	129	7	179
H27	0	3	6	8	16	135	4	172
H28	0	5	5	7	24	166	37	244
H29	1	3	12	8	21	150	15	210
H30	0	12	5	7	23	163	6	216
H31	1	10	10	17	19	197	0	254
R2	3	8	15	9	21	172	0	228
R3	1	5	6	14	12	120	3	161
R4	1	13	6	9	11	143	0	183

(2) 月別の農作業事故発生件数

令和4年の月別の発生件数は、6月の事故が27件と最も多く、次いで7月が25件であった。近年は、夏場の農作業事故（熱中症含む）の発生割合が高くなっている。

表4 月別の農作業事故発生件数

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	計
H21	4	4	2	10	6	7	9	7	12	6	3	5	0	75
H22	5	4	2	8	16	8	15	11	13	11	9	9	2	113
H23	5	5	9	12	19	16	12	16	20	25	11	7	0	157
H24	3	9	16	24	17	16	19	28	13	13	11	4	2	175
H25	4	7	9	16	14	16	17	27	22	11	14	10	0	167
H26	3	3	4	18	13	13	29	30	20	25	12	9	0	179
H27	4	4	10	12	21	17	21	35	24	11	7	6	0	172
H28	10	12	16	21	21	23	25	22	44	19	21	8	2	244
H29	6	14	12	14	38	19	25	32	22	18	6	3	1	210
H30	9	11	16	11	19	23	33	32	24	16	10	8	4	216
H31	9	12	16	19	20	20	34	53	37	17	8	8	1	254
R2	11	9	19	13	27	19	15	45	31	15	16	8	0	228
R3	11	6	11	8	12	13	24	26	18	16	9	7	0	161
R4	10	8	8	14	15	27	25	22	24	13	10	7	0	183

(3) 場所別の農作業事故発生件数

令和4年の場所別の発生件数は、畑が87件(47%)と最も多く、次いで自宅が38件(21%)、田が29件(16%)であった。全体の63%が田畑における事故であった。

表5 場所別の農作業事故発生件数

区分	田	畑	庭	自宅(屋内・屋外)	道路	その他	(うち傾斜地)	計
H21	14	37	12		3	9		75
H22	30	49	7		3	24		113
H23	35	56	19		11	36		157
H24	28	81	17		13	36		175
H25	25	73	17		9	43		167
H26	23	88	19		12	37		179
H27	40	71	22		9	30		172
H28	40	110	11		15	68		244
H29	53	99	14		9	35		210
H30	44	97	22		6	47		216
H31	32	125	-	40	10	47	10	254
R2	43	88	-	44	9	44	8	228
R3	19	95	-	9	8	30	5	161
R4	29	87	-	38	3	26	7	183

(注)H31より「庭」から自宅(屋内・屋外)へ変更
H31より傾斜地の内数を追加

(4) 作業別の農作業事故発生件数

令和4年の作業別の発生件数は、刈払いが28件(15%)と最も多く、昨年の18件から増加した。次いで、耕うん・整地の17件(9%)、収穫の13件(7%)の順で発生が多かった。

表6 作業別の農作業事故発生件数

区分	耕うん 整地	刈払い	収穫	運搬	機械の 着脱	脱穀	不明	その他	計
H21	10	10	10	7	5	1	0	32	75
H22	23	10	18	16	4	2	0	40	113
H23	31	23	17	15	10	3	0	58	157
H24	21	22	20	15	10	3	0	84	175
H25	25	25	21	11	5	3	2	75	167
H26	28	36	22	6	4	1	1	81	179
H27	27	28	14	13	8	5	4	73	172
H28	29	32	24	7	8	3	19	122	244
H29	31	31	25	8	4	1	0	110	210
H30	18	60	22	9	3	2	0	102	216
H31	28	63	17	12	1	5	17	111	254
R2	28	37	16	11	7	5	0	124	228
R3	27	18	19	5	1	0	0	91	161
R4	17	28	13	6	3	1	0	115	183

(5) 農業機械別の農作業事故発生件数

令和4年の農業機械別の発生件数は、トラクターの19件(10%)、次いで刈払機の10件(5%)、コンバイン・バインダーの7件(4%)、トラック等の5件(3%)、耕うん機の5件(3%)の発生が多かった。

また、農業機械以外の事故が107件(58%)発生しており、その内訳は、作業中の体調悪化・病気(熱中症含む)が70件(65%)、転倒・転落等が12件(11%)、鉢や蛇などの被害が7件(7%)、カマやナタ等による受傷による受傷が3件(3%)、家畜が1件(1%)、その他が14件(13%)であった。

表7 農業機械別の農作業事故発生件数

区分	トラクター	刈払機	耕うん機	コンバイン	トラック等	その他農機	農機以外	不明	計
H21	17	8	5	5	5	23	12	0	75
H22	21	10	8	11	6	26	31	0	113
H23	28	12	15	6	10	38	32	16	157
H24	35	14	8	6	10	32	70	0	175
H25	18	22	7	6	7	31	71	5	167
H26	24	24	6	8	7	45	59	6	179
H27	30	15	6	12	5	29	71	4	172
H28	22	13	13	13	5	29	131	18	244
H29	23	16	12	7	3	38	111	0	210
H30	22	22	8	12	6	26	120	0	216
H31	22	15	8	9	10	42	148	0	254
R2	27	12	7	5	6	44	127	0	228
R3	19	6	4	7	5	19	101	0	161
R4	19	10	5	7	5	30	107	0	183

II 農作業事故の原因と防止対策

1 主な農作業事故の原因

- ◆トラクター等の農機の転倒転落及び農機からの転落
- ◆刈払機等の安全防護されていない危険部位への接触
- ◆ロータリー等作業機への巻き込まれ
- ◆移動中、運搬中の交通事故
- ◆作業中の体調悪化、病気（熱中症含む）
- ◆脚立、はしご、屋根、樹木等からの転落や転倒
- ◆カマやナタ等による受傷 など

2 事故の発生要因

(1) 人的要因

- ◆能力差 ————— 知識、経験、年齢、身体機能
- ◆高齢化 ————— 身体機能の低下
- ◆安全意識 ————— 慣れ ————— マンネリ化、いつもやっているから
 - └ 過信 ————— 自信過剰、自分は大丈夫
 - └ 感覚 ————— 危険の予知予察、状況判断の欠如
- ◆健康管理 ————— 疲労、睡眠、飲酒等への配慮が不十分
- ◆集中力 ————— 過度な労働と気分転換の不履行
- ◆正しい操作 ————— 未熟な操作と取扱説明書の軽視
- ◆安全装置 ————— 服装、ヘルメット、安全靴、手袋等の不備
- ◆規則等 ————— 交通規則、安全規則等の不徹底

(2) 機械的要因

- ◆事故の多い機械 ————— トラクター、刈払機、耕うん機、コンバイン、トラック
- ◆機械の危険箇所 ————— チェーン、ベルト、刃、羽根、歯車、車輪等
- ◆安全装置の不備 ————— 安全フレーム、安全キャブ等
- ◆機械管理の不備 ————— 点検、整備、修理、調整、清掃

(3) 環境的要因

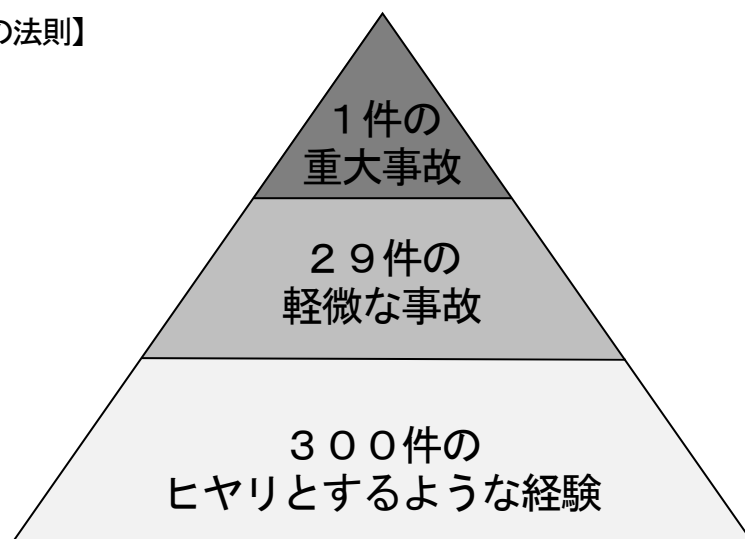
- ◆ほ場 ————— 形状、勾配、凹凸、岩石、樹木、土質、出入り口の幅・勾配・段差
- ◆道路 —┐— 一般道 — 交通量、見通し、自動車と農機との速度差
 - └ 農道 — 幅、傾斜、カーブ、路肩、隅きり、雑草、樹木
- ◆庭先 ————— 広さ、門口の見通し、老人、子供
- ◆格納庫（作業場） ————— 広さ、高さ、段差、窓、照明、整理状況
- ◆気象条件 ————— 季節、天候、気温、湿度、視界等

3 農作業事故の法則

農作業事故を統計的にみると1つの重大な事故の背後には、同じ原因で29件の軽い事故と300件のヒヤリ経験が発生しているといわれている。これをハインリッヒの法則という。

多くのヒヤリ経験者の中から重大事故が発生しているので、事故ゼロをめざすためにも体験者本人から詳細な事故要因等を聞き取って分析し、事故防止に役立てることが大切である。

【ハインリッヒの法則】



4 事故防止対策のポイント

(1) 安全対策の心得

農業機械の使用者は操作の熟練に努め、使用者自身の安全と補助者等の安全を確保するため機械を正しく操作すること。また、県や農業団体が実施する講習会、研修会に参加して技能知識の向上を図ること。さらに、万が一の事故に備え、安全キャブ及び安全フレームの装備された機械など、安全性の高い機械を使用するよう努めること。

(2) 使用者の条件

- ア 農業機械の取扱説明書をよく読んで正しい操作方法を理解すること。
- イ 過重な作業が続く場合は疲労に留意し、2時間の作業中に15分以上の休憩をとること。また、妊娠中の女性は、振動を伴う機械作業に従事しないこと。
- ウ 暴飲暴食を控えて十分な睡眠をとるとともに、慣れからくる安易で軽率な運転操作をしないこと。
- エ 特に高齢者は身体機能の低下を自覚し、低速で慎重な作業を心がけること。
- オ 一人作業はできるだけ避けること。やむを得ないときは家族に作業場所を伝えておくこと。
- カ 過労・病気等の理由により正常な操作ができない者は、機械作業に従事しないこと。

(3) 農業機械の点検整備

- ア 農業機械は日常及び定期の点検整備を行い、常に安全で良好な状態を保つこと。
- イ 特に操縦装置、制動装置、防護装置等危険防止のために必要な装置が正常な機能を発揮できるよう留意すること。
- ウ 機械に取りつけられた防護装置等を、機械の点検整備又は修理等のために取り外した場合は、必ず元に戻すこと。
- エ 作業機を上げた位置で点検調整等を行う場合には、ロック装置を使用して作業機の落下を防止すること。
- オ 機械の点検整備、作業機の着脱等は、平坦で安全な場所で行い、作業機の装着が終わったときは、確実に装着されているか、ピンに抜止めピンがしてあるかどうかを確認すること。
- カ 屋内でエンジンをかけたまま点検整備等を行う場合は換気に注意すること。
- キ 点検整備に必要な工具類は適正に管理し、正しく使用すること。

(4) 農作業時の安全

- ア 土地の形状、気象等により機械作業の条件が悪い場合は、無理のない作業計画を立ててあせらず適切な判断と方法で慎重に操作すること。
- イ 農作業中は常に機械の周囲に注意し安全を確保すること。特に、耕うん機のバック時ははさまれ事故に注意すること。
- ウ 機械の転倒転落を防止するため、次の点に注意すること。
 - (ア) 傾斜地の作業では速度、旋回、作業方法等に注意して操作すること。
 - (イ) ほ場への出入り、溝又は畦畔の横断、軟弱地の通過、機械の積卸し等に際しては適切な安全装置を講ずること。
- エ 動力伝達装置、回転部等の危険な部分には接触しないよう注意すること。
- オ 刃又は鋭利な機械で作業を行う場合は、障害物に注意すること。
- カ 作業中に土塊、石等が飛散する作業においては、飛散物を防護する措置を講ずること。
- キ エンジンが動いているとき、又は加熱しているときは燃料を補給しない。また、燃料の補給時や燃料庫の付近では火を使わず、喫煙をしない。なお、夜間に給油を行う場合は、裸火等を照明に用いないよう特に注意すること。
- ク 加熱したラジエーターのキャップを外すときは、蒸気又は熱湯が噴出するおそれがあるので十分注意すること。また、加熱したラジエーターに急に冷水を注ぐと、ラジエーターが破裂するおそれがあるので注意すること。
- ケ 作業終了後は作業機を外し、又は降ろして機械を安定した場所に置き、かつ、安全な停止状態を保つように注意すること。また、危険と思われる機械は、格納庫に保管するかカバーをかけるなどして安全を確認すること。

(5) 道路走行時の注意

- ア 道路交通法等の法規を守り、他車の走行の妨げとならない様留意して安全に運転すること。
- イ 乗用型トラクターは、左右のブレーキペダルを連結した状態で走行すること。
- ウ 降坂時は必ずエンジンブレーキを用い、走行クラッチを使用しないこと。特に、歩行型トラクターでトレーラーを牽引する場合は、ブレーキとハンドルの操作に注意すること。
また、登坂時における発進では、前輪の浮き上がりに注意すること。
- エ 夜間走行の安全性を高めるため、農機の後部に反射材を取り付けて他車が確認できるようにすること。なお、農作業後は、反射材やライトの汚れをよく落とすこと。
- オ 農耕車等で段差や起伏のある場所を通行する時は、車両の特性を考慮の上、路面の形状や運転の操作に十分注意すること。

(6) 服装及び防護具の使用

- ア 機械からの転落時や道路走行時の安全確保のためヘルメットを着用すること。
- イ 機械の回転部等に衣服の一部、頭髪、手拭い等が巻き込まれないよう安全な帽子や作業衣等を着用すること。
- ウ 作業機等の落下、踏付け、踏抜き、スリップ等のおそれを考慮して頑丈な靴を履くこと。
- エ 防除作業において呼吸器、眼、皮膚などを守るため、有効な防護具を用いること。
- オ 刈払機を使用する場合は、石等の飛散物から眼を守るため防護メガネを着用すること。
- カ 激しい振動や騒音を伴う作業にあつては、それぞれ腕や耳を保護するための防護具を使用すること。
- キ 安全防護具は、常に正常な機能を発揮するよう点検し正しく使用すること。

(7) 各種補償制度への加入

万一、事故が発生した時のために労災保険等各種補償制度へ加入すること。

【労災保険の特別加入について】

労災保険は本来、労働者の負傷、疾病、傷害、死亡等に対して保険給付を行う制度だが、労働者以外の方でも、その作業の実態や災害の発生状況などから見て、特に労働者に準じて保護する必要があると認められる一定の方々に対して特別に任意加入を認めている。

農業者の場合には、次の3つの制度のいずれかに特別加入することができる。

①特定農作業従事者 ②指定農業機械作業従事者 ③中小事業主等

J Aなどが加入申請の窓口となっている場合があるため、詳細は近くのJ Aや茨城労働局に問い合わせること。

(参考様式)

トラクター安全運転チェックリスト

(1) このチェックリストは、作業を行う前に、作業者やトラクター等の状況や作業方法の安全性を評価することで、危険要素を取り除き事故を未然に防止するため、必要な事項をリストアップしたものです。

(2) 「はい」又は「いいえ」の欄に○印を記入してください。

全てが「はい」なら問題はなく事故も未然に防ぐことができます。

しかし、「いいえ」の項目があれば事故の危険性があります。事故を未然に防ぐため、すみやかに是正し、対策した月日を備考欄に記入しましょう。

なお、*印の付いたチェック項目は、作業内容や状況によって必ずしも取組む必要が無い場合がありますので、必要が無い場合は該当欄に斜線を入れてください。

◎運転者・氏名		◎トラクター名	
◎チェック年月日	年 月 日	◎作業機の型式名	

チェック事項	はい	いいえ	備考
○個人的な安全事項○			
1 肉体的にも精神的にも健康である。疲労していない。			
2 体に合った服装で、安全な靴やヘルメットを着用している。			
3 耳栓、防護メガネ、保護マスクなどを使用している。 *必要に応じて使用する。			
4 必要な食べ物、飲み物をとっている。			
5 薬や酒は飲んでいない。			
6 補助者と連絡のための手信号など合図の仕方を決めている。			
○安全運転のためのトラクター・作業機の準備○			
7 トラクターの運転操作方法の研修を受けている。			
8 トラクター・作業機の取扱説明書を持っている。			
9 トラクター・作業機の取扱説明書や安全表示ラベルをよく読み、理解している。			
10 全ての操作レバーやペダル類の機能と操作方法を理解している。			
11 安全キャブ又は安全フレーム及びシートベルトが付いている。(注)			
12 安全キャブの窓やドアのガラスはきれいである。			
13 安全カバーは PTO 軸や可動部に全て付いており正常である。修理・点検などで取り外した場合は元通りに取付けている。			
14 低速車マークや反射材があり、汚れがなく良く反射する。			
15 灯火、計器、モニター、警報器類は正常に作動する。			
16 タイヤの状態は正常で、空気圧も適正である。(クローラーは、その状態を確認すること。)			
17 エンジンやミッションオイル量、冷却水量、バッテリー液は適正である。また、配線の接続は正常、燃料も十分である。(作業中及び補給時は火気厳禁とすること。)			
18 トラクター・作業機とも部品などのゆるみや異常はない。			
19 ステップやプラットフォーム上に泥やオイルの付着がなく、工具などを置いていない。			
20 輪距の調整、バラスト、ウエイトは適正である。			
21 作業機は良く調整・整備されている。			
22 消火器や救急箱を準備している。 *できれば望ましい。			

チェック事項	はい	いいえ	備考
○安全な始動・運転・停止方法○			
23	折り曲げ式の2柱式安全フレームは、運転時に必ず正規の状態で使用している。		
24	安全キャブ・安全フレーム付きのトラクターの場合、常にシートベルトを着用する。 *安全キャブや安全フレームのないトラクター作業中はシートベルトを着用しないこと。		
25	乗降時には千掛かりなどを使用し、足下の滑りや転落に注意している。		
26	トラクター油圧の運転操作は、いつも座席から行う。(地面からの操作は行わない。)		
27	シートは身体に合わせて適正に調節している。		
28	始動安全装置の作動は良好である。*古いトラクターには付いていないものもある。		
29	ブレーキの作動は良好で左右均等に効く。		
30	建物やハウス内でエンジンをかける時は、窓やドアを開けて換気している。		
31	エンジン始動後、異常な音はしない。(点検はエンジンを止めて行うこと。)		
32	始動・発進時には、必ず周囲の人、子供、動物、障害物がないことを確認し、またホーンなどで合図している。		
33	決して他の人や子供は乗せない、また作業機にも乗せない。		
34	道路走行時は、必ず左右のブレーキペダルを連結している。		
35	道路走行時は、必ず前輪倍速装置やデフロックを解除している。		
36	作業機のけん引時は、必ず正規のドローバーやヒッチを利用する。		
37	作業機の脱着時は、トラクターと作業機の間に入らない、また挟まらないよう注意する。		
38	3点リンクで上げた状態の作業機の下には入らない、入る場合は油圧ロックしている。		
39	道路走行時は、安全な速度で運転し、道路交通法規を守っている。		
40	坂道や斜面を降りる時にお道幅が広く路肩のしっかりしたところへ寄せている。		
41	機械の点検、調整、巻付き除去などの時は必ずエンジンを止めている。		
42	PTO ドライブシャフトなどの回転部や可動部に手足を触れたり、その上を跨がない。		
43	フロントローダーの場合、できるだけ積み荷を低く下げて移動している。		
44	運転時には、前方の畝の端、道路の状況、樹木の枝などに注意している。		
45	できるだけ側溝、路肩、土手、穴、斜面などに近寄らないようにしている。		
46	急斜面（15度以上）では使用しないよう注意している。		
47	坂道や斜面ではスリップに注意している。		
48	坂道や斜面を下る時は変速を低速にしてエンジンブレーキを使用し、途中でクラッチ操作や変速操作をしない。急旋回をしない。		
49	狭い道、ラフな道、泥道、滑る道、カーブ、斜面を横切る時は速度を落とすしている。		
50	ほ場の出入や畦超えは、低速で直角に進むか、踏み坂を使用している。		
51	ほ場は枕地を広く取り、旋回する時は低速にしている。		
52	ぬかるみから出る時はゆっくり発進し、危険ならバックするか、他車にけん引してもらう。		
53	バックする時はいつも低速にし、後方を確認している。		
54	トラクターから降りる時はPTOクラッチを切り、エンジンを止め、キーを抜いている。		
55	トラクターから離れる時は作業機を下ろし、駐車ブレーキをかけている。		
56	作業は適正なPTO回転数と速度で行っている。		

(注) 安全キャブや安全フレームのないトラクターの場合は、販売店や農協に依頼して、できるだけ取付けるようにしましょう。取付けるものがない場合は、転倒する恐れがないと思われる場所や作業に限定して使用するようにしましょう。

Ⅲ 熱中症対策について

令和4年度には、県内で2,000名以上(消防庁HP：<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>)の方が、熱中症で救急搬送されました。

熱中症の予防は、水分をとることと、体温の上昇を抑えることが基本です。また、次第に気温が上がってきた時期には、日々の体調管理は極めて重要です。さらに、高血圧症・糖尿病等の持病や、睡眠不足・前日の飲酒・朝食の未摂取等は熱中症の発生に影響を与えます。

農作業中の熱中症による死亡事故は、7月、8月に高齢の方が1人で屋外作業を行う時に集中して発生しています。そのような状況で作業を行う時は、特に注意をするようにして下さい。

熱中症は適切な対策をすることで防ぐことができます。お互いに声を掛け合い、予防しましょう。

1 予防について

(1) 天気予報と体調をチェック

- 急に暑くなる日、気温が高い日、湿度が高い日、風が弱い日は要注意です。
- 体調不良時は無理をしないように。

(2) 涼しい服装・安全な作業環境

- 帽子で日差しを遮り、汗を逃がしやすい服装で。
- 作業はできる限り二人以上で。暑いハウスの中は風通し良く。

(3) こまめな水分補給とこまめな休憩

- のどが渇く前に、こまめに水分を取りましょう。
- こまめに涼しい場所で休息しましょう。

(4) 高齢者は要注意

- 高齢者は若者に比べると、暑さや喉の渇きを感じにくくなっています。
喉の渇きが起こらなくても、早め早めにこまめに水分補給を行いましょう。
周囲の人にも積極的に声をかけましょう。

2 熱中症になってしまったら

- (1) 涼しい場所に避難させる。
- (2) 衣服を脱がせ、水をかける、風を送るなどして、身体を冷やす。
- (3) 水分を補給する。
- (4) 自力で水を飲めない、呼びかけに応えない場合は、直ちに救急隊を要請しましょう。

3 熱中症に関する啓発資料

農林水産省のホームページに掲載されていますのでご活用ください。

- 熱中症対策

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

4 その他

環境省熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>) では、熱中症の目安となる暑さ指数(WBGT:湿球黒球温度)や熱中症の対処方法(応急処置)、普及啓発資料等が掲載されていますので、適宜ご活用願います。

茨城県農作業事故調査実施要領

第1 調査の目的

農作業における事故について、その状況を的確に把握することにより、地域に密着した農作業事故防止対策の検討に必要な基礎資料の整備を図る。

第2 調査の定義

- 1 農作業事故とは、農作業中に発生したすべての事故をいう。
- 2 農作業とは、農業生産活動に伴う一切の作業をいい、物資の運搬、機械・施設の点検修理及び出荷のための作業などを含む。

第3 調査実施方法

- 1 調査主体
産地振興課
- 2 調査対象
県内全市町村
- 3 調査期間
各年1月1日から12月31日までの1年間
- 4 調査内容
別紙農作業事故調査票のとおり
- 5 調査手順
 - (1) 産地振興課は、各農林事務所振興・環境室に調査実施を依頼する。
 - (2) 各農林事務所振興・環境室は、消防本部、病院施設、農業委員会、農業協同組合等との連携に留意しながら、管内市町村の協力を得て調査する。
 - (3) 各農林事務所振興・環境室は、結果をとりまとめ、産地振興課へ報告する。
 - (4) 産地振興課は、調査結果の集計整理を行う。

第4 調査結果の利活用

農業者の農作業安全に係る意識の向上を図るため、産地振興課は、調査結果を啓発等に活用する。

平成22年 1月18日 一部改正

平成23年12月27日 一部改正

令和元年12月 6日 一部改正

